事件	牛番号 	年(家)第	号
被後	送見人		
		報告	書(払戻し)
東京	京家庭裁判所(□∑	江川支部)御中	
			年 月 日
			後見人 <u>印</u>
7	「記のとおり、後	見制度支援預(貯)。	全契約につき払戻しが必要であると考えますの
	報告します。		
			記
1	預(貯)金契約	(口座名義人)	
		(金融機関名)	(支店名)
		(口座種別)	(口座番号)
2	払戻額	金	
3	理由		に必要なため
4	払戻申出日	指示の日から3週間以内の日	
			(※初日不算入,最終日が休日の場合は翌営業日)
	付資料)		
			、名義の預貯金通帳の写し(※預貯金通帳は,前回報告以 は預貯金残高及び取引履歴が確認できる書類等

事件悉号

指示書(払戻し)

職権により、上記報告書のとおり、払戻しの申出をすることを指示する。

年 月 日 東京家庭裁判所 □家事第1部 □立川支部 裁判官

以上